

事業者の皆様へ

鳥取県正規雇用転換促進 助成金のご案内



鳥取県は非正規雇用者の正規雇用転換を支援します！

正規雇用転換促進助成金とは

有期契約・パート・派遣等の非正規雇用から正規雇用への転換を実現した場合、事業者に対して助成金を支給する制度です。

※国のキャリアアップ助成金制度により、対象従業員の正規雇用転換に係る助成金を受給する場合は対象外となります。

支給金額

1人30万円（1年に1事業所あたり10人を上限）
（対象が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、
更に1人**10万円**を加算します）

対象事業者

県内に事業所を設置する中小規模事業者

〔常時雇用従業員300名以下の法人、個人事業主であること
特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人も対象
対象業種（裏面参照）に取り組んでいること〕

対象正規雇用者

非正規雇用者（有期雇用、パート、派遣労働）として
対象事業主に**1年以上**雇用されていた方で正規雇用へ
転換となった方

【申請・問い合わせ先】

〒680-8570鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県商工労働部 雇用人材局 就業支援課
TEL0857-26-7648 FAX0857-26-8169 Email:shugyoushien@pref.tottori.jp

鳥取県正規雇用転換促進助成金

検索

詳しくは鳥取県 就業支援課のHPをご覧ください！

ご不明な点がございましたら、商工労働部 就業支援課にご連絡ください。

企業に必要な人材を非正規雇用から正規雇用に変換し、職場定着と人材育成を図り、経営を強化しませんか！

手続きの流れ

STEP1 現在従業員を非正規で雇用している。又は、新たに非正規で雇用した。

STEP2 非正規雇用者を正規雇用に変換。(平成27年8月20日以降)

※非正規雇用期間が**1年以上**の従業員が対象です。(短時間正社員も対象です。)

STEP3 正規雇用変換後、6ヶ月以内に助成金支給申請。

※鳥取県正規雇用変換促進助成金支給申請書を就業支援課まで提出ください。
申請に必要な書類等は事業実施要領に記載があります。(HPからダウンロードできます。)

STEP4 審査後、助成金交付決定、支給。

審査については書類審査等を行い、必要に応じて、聴取や、実地調査を行う場合もあります。

STEP5 継続雇用報告。(正規雇用変換後1年経過)

対象となる労働者について正規雇用した日から、一年以上正規雇用が継続出来なければ、助成金は返還対象となります。(自己都合による離職であっても返還の対象となります。)

対象となる業種

農林水産	農業、林業、水産業
建築・土木	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、建築設計業、測量業
産業振興	製造業、情報通信業、貨物運輸、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、デザイン業、獣医学業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、広告業
環境・エネルギー	電気・ガス・熱供給・水道業
観光	旅客輸送、宿泊、飲食サービス業、旅行業
教育・研究	学術、開発研究機関、私立学校運営(幼、小、中、高校、高等教育)、専修・各種学校運営、認定こども園
医療・介護	医療業、老人福祉・介護事業
くらしの安全安心	洗濯・理美容、冠婚葬祭、保健衛生、障害者福祉事業、更正保護事業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等整備業、建物管理サービス業、警備業、職業紹介、労働者派遣、コールセンター
文化スポーツ	映画館、劇場等集客施設運営、スポーツ施設運営、公園・遊園地、博物館、美術館運営、動物園・植物園等運営、学習塾、教養・技能教室運営、社員教育訓練施設
子育て	保育所、その他児童福祉事業
地域社会貢献	NPO等が取り組む地域再生・街づくり事業

注1、風俗営業等の規制及び業務の適正課等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(ただし、同条第1項第1号又は第2号に該当するもの。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規程する接待業務受託事業(ただし、同項第1号又は第2号に該当するもの。)に該当するものは対象外とします。

注2、地方公共団体(公営企業を含む)が直接運営するものは対象外とします。

ご不明な点がございましたら、**商工労働部 就業支援課**にご連絡ください。